

市川都市計画道路の変更（千葉県決定）について（諮問）

【資料】

1. 計画書	2 ページ
2. 理由書	3 ページ
3. 総括図(抜粋)	4 ページ
4. 計画図(抜粋)	5 ページ
5. 都市計画の変更の案（千葉県決定）に対する市意見案	6 ページ

【参考資料】

1. 説明資料	7 ページ
---------	-------

〈注意〉

この資料は、都市計画審議会の報告資料であり、
都市計画決定図書ではありません。

令和3年11月15日
交通計画課

市川都市計画道路の変更(千葉県知事決定)

都市計画道路中3・4・25号湊海岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域 延長	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点		主な 経過地	構造 形式	車 線 の 数	幅 員		地表式の区間における 鉄道等との交差の構造
幹 線 街 路	3・4・25	湊海岸線	市川市 湊	市川市 塩浜 一丁目	市川市 千鳥町	約2,730m	地表式	2車線	16m	地下鉄東西線と立体交差 JR京葉線と立体交差 自動車専用道路1・2・1号と立 体交差 幹線街路と平面交差4箇所	

「区域および構造は計画図表示のとおり」

理由

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能を確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

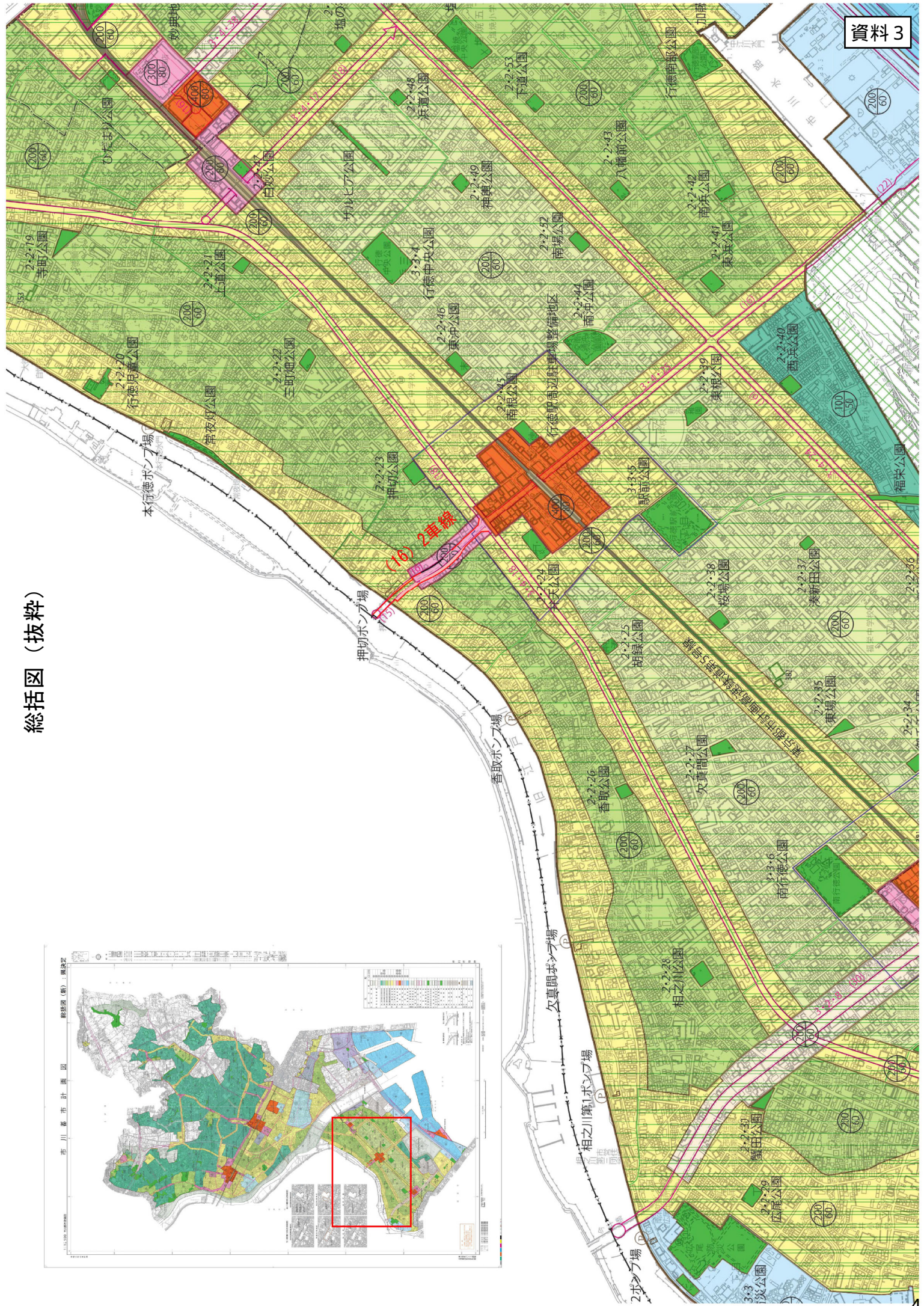
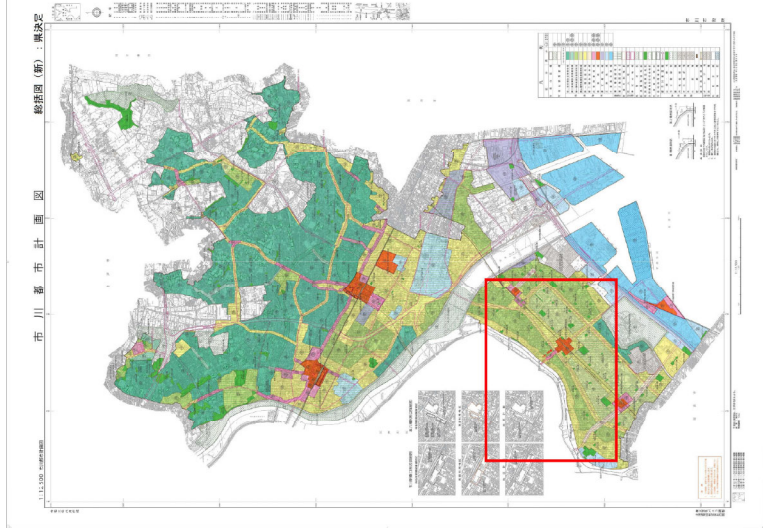
理 由 書

都市計画道路3・4・25号湊海岸線は、旧江戸川の都県境を起点として、市川市塩浜に至る延長約2.7キロメートルの路線であり、旧江戸川渡河部の橋梁区間を除き概成している。

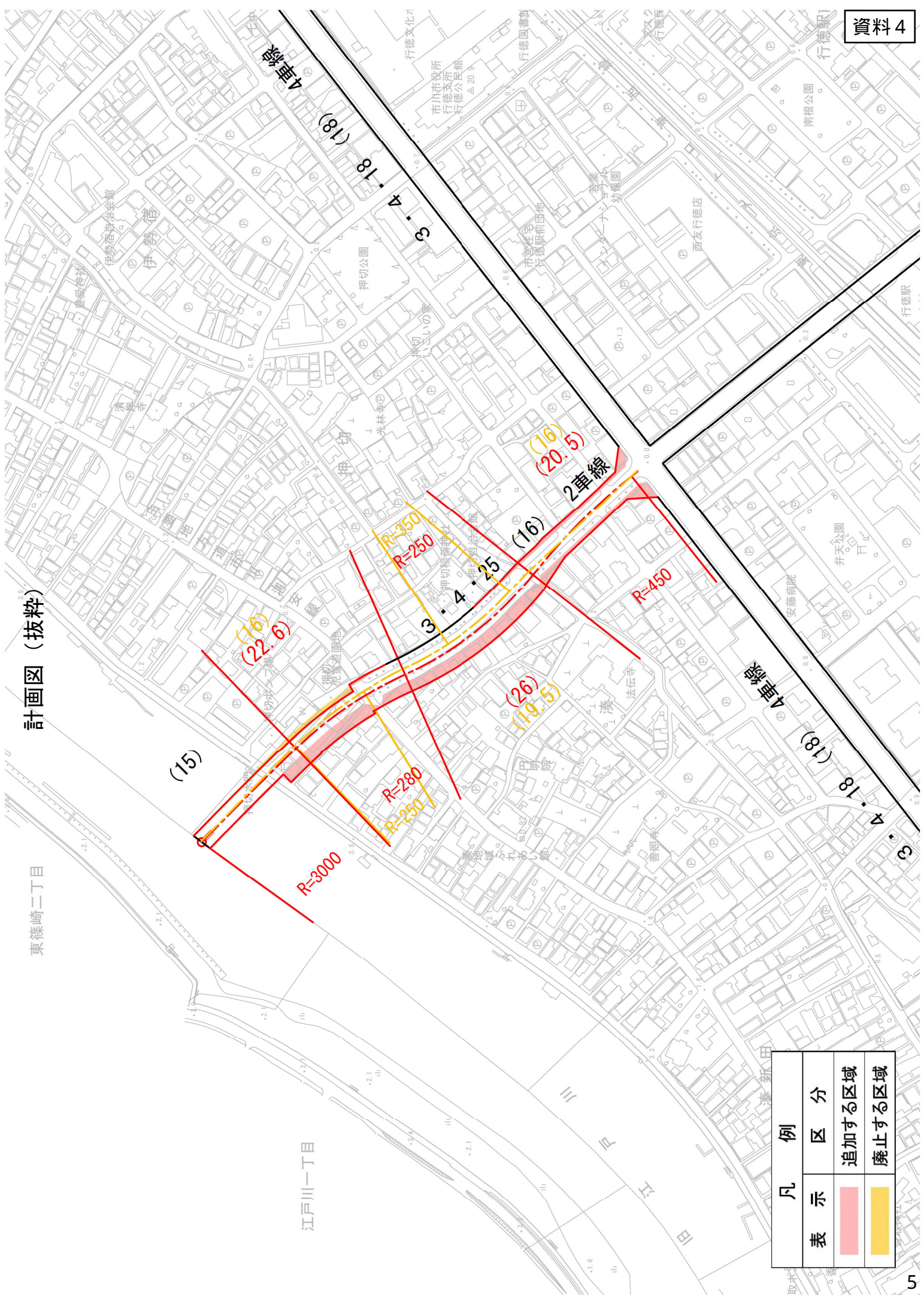
葛南地域における都県境では、江戸川及び旧江戸川に架かる限られる橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しており、交通混雑の緩和や帰宅困難者の円滑な避難ルート確保など防災面の観点から、本路線の整備を進める必要がある。

本路線のうち、起点から都市計画道路3・4・18号浦安鎌ヶ谷線までの延長約0.4キロメートル区間について、事業の実施にあたり、沿道からの交通機能確保するため側道を設けることなどから、線形や区域の変更を行うものである。

総括図 (抜粋)



計画図 (抜粋)



凡 例	区 分
表 示	追加する区域
	廃止する区域

(案)

市川第 20210000-0000 号
令和 3 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

市 川 市
代表者 市長 村越 祐民

市川都市計画道路の変更について (回答)

令和 3 年 9 月 1 日付け都計第 5 3 5 号-2 で照会のありましたこのことについては、意見ありません。

市川都市計画道路3・4・25号湊海岸線
(仮称)押切橋
都市計画変更について

令和3年11月15日
交通計画課



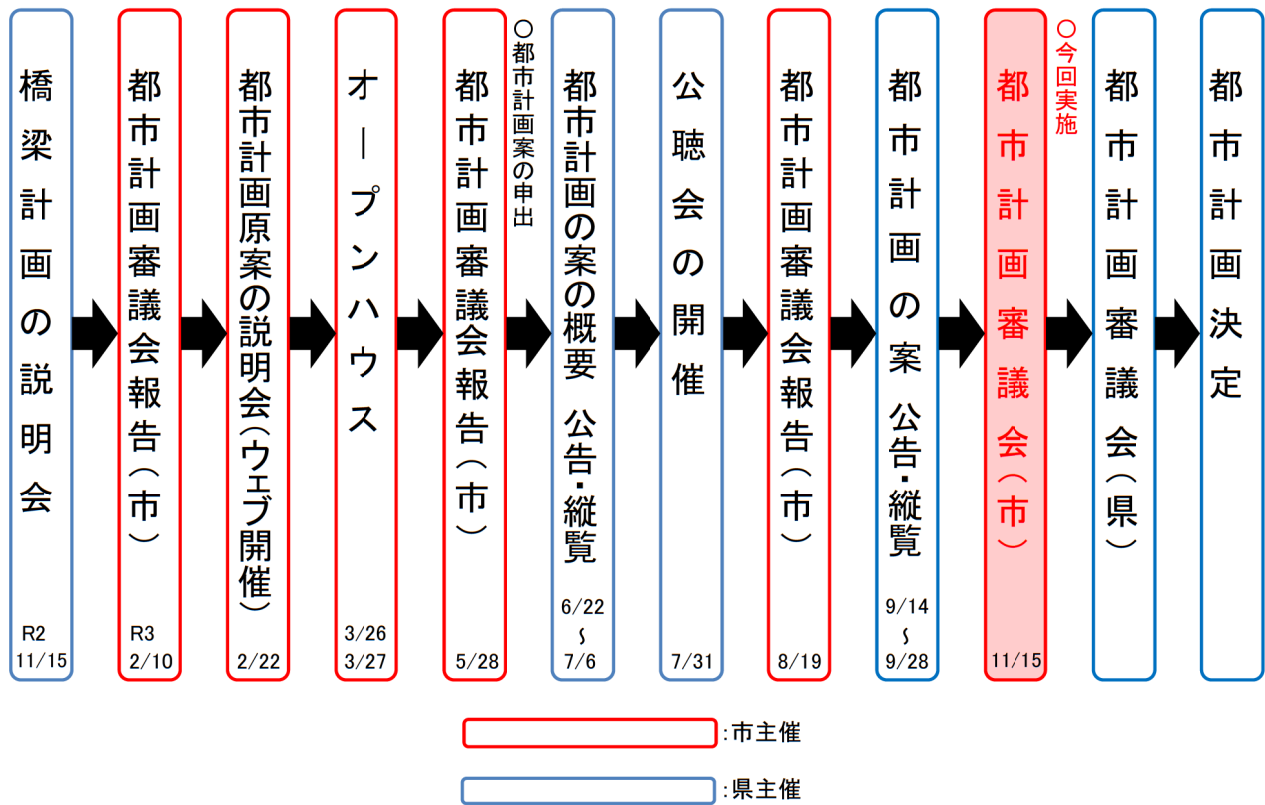
いつも新しい流れがある いちかわ

目次



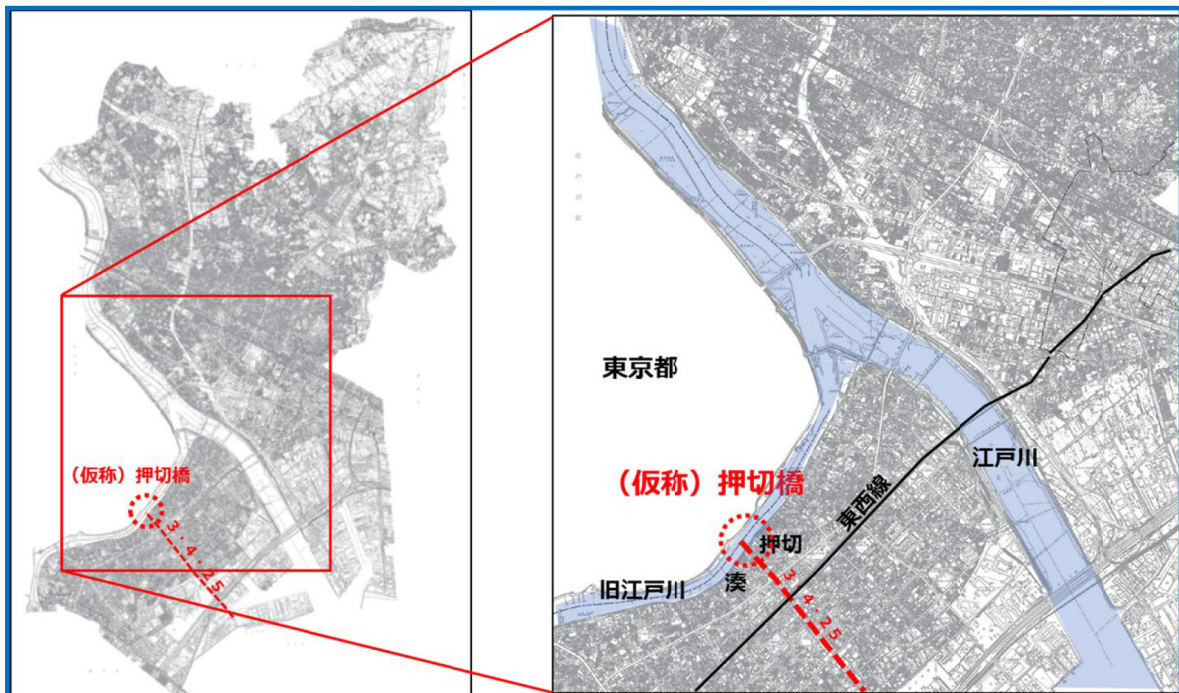
1. 都市計画変更手続きの状況
2. (仮称)押切橋の概要
3. (仮称)押切橋の事業目的
4. 都市計画変更の概要
5. 計画概要
6. 市川都市計画道路に関する公述の要旨と
県の考え方
7. 都市計画の案の縦覧結果
8. 今後のスケジュール

1. 都市計画変更手続きの状況



2. (仮称)押切橋の概要

・(仮称)押切橋とは
 昭和42年に市川都市計画道路3・4・25号湊海岸線の一部として都市計画決定された、東京都江戸川区と千葉県市川市を結ぶ約450mの橋梁である。



3-1. (仮称)押切橋の事業目的



・課題

江戸川、旧江戸川の都県境区間では、市川橋から今井橋まで約8kmにわたって一般道路の橋梁がなく首都圏の人口集中地区における直轄河川において、橋梁間隔が最長の区間となっている。



3-2. (仮称)押切橋の事業目的



・事業目的

江戸川、旧江戸川に架かる橋梁が限られていることから、新たな橋梁として(仮称)押切橋を整備し、限られた橋梁に交通が集中し発生する交通混雑や、防災上の脆弱性などの課題改善を図る。

・整備効果

・交通の円滑化

限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しているため、既存の橋梁に集中していた交通が分散され、交通の円滑化が期待される。

・地域間の交流連携の活性化

篠崎地区と行徳地区との結びつきが強化され、地域間交流の活性化が期待される。

・地域の利便性の向上

都営新宿線の瑞江駅へのアクセス性が向上し、通勤などで利用できる鉄道の選択が増える。

・大規模災害時の防災機能の強化

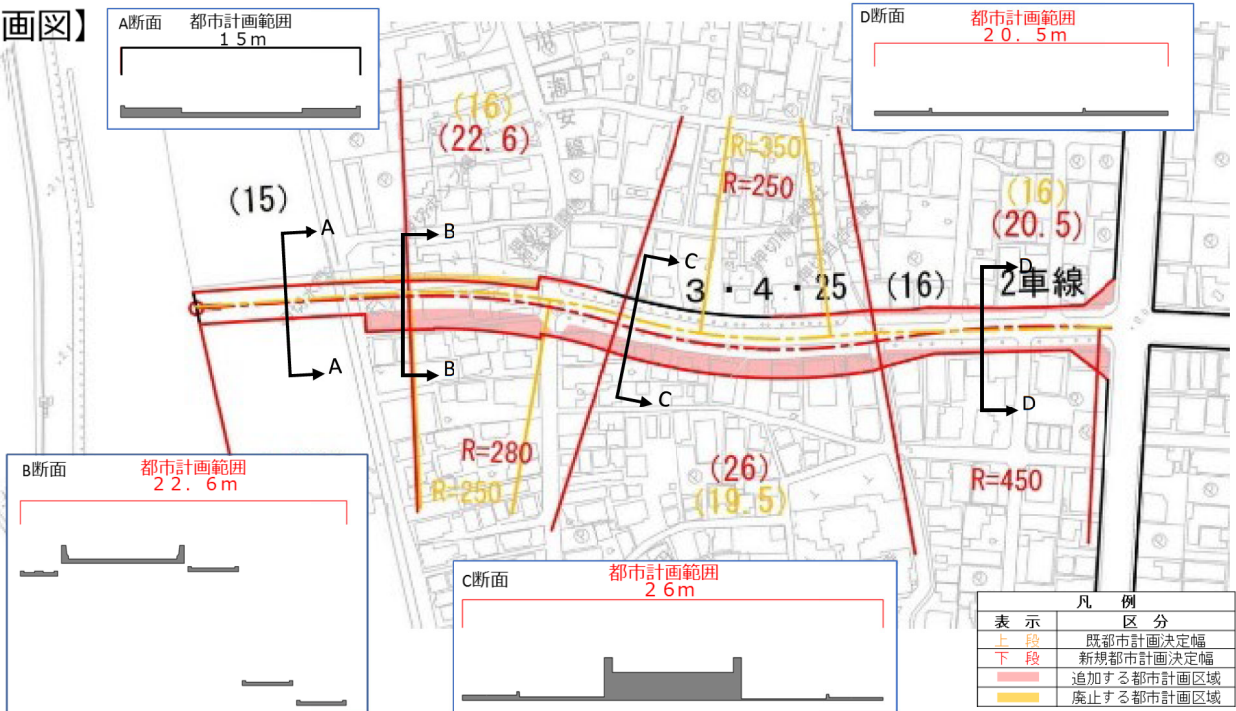
今井橋が事故や災害などにより通行できなくなった場合等、代替性が確保され防災機能の強化につながる。新たな移動経路が確保され、大規模災害時において、都県境の限られた橋梁に集中する人や車の混雑緩和が期待される。

4. 都市計画変更の概要



・現在の土地利用状況を踏まえ、両側に側道を整備するため、都市計画幅員を広げる都市計画の変更が必要

【計画図】

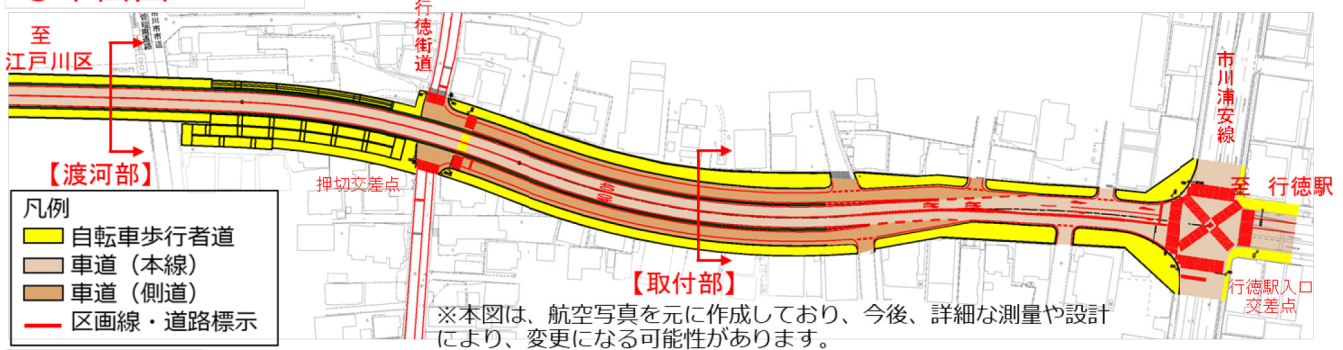


5-1. 計画概要（標準断面図）

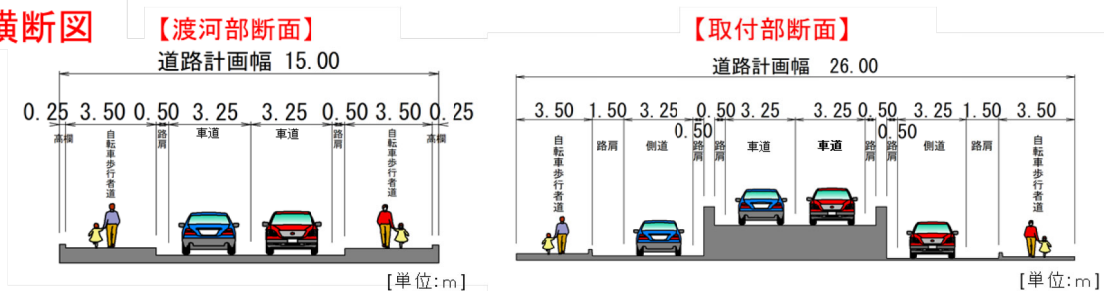


・千葉県側の橋梁計画について

○平面図



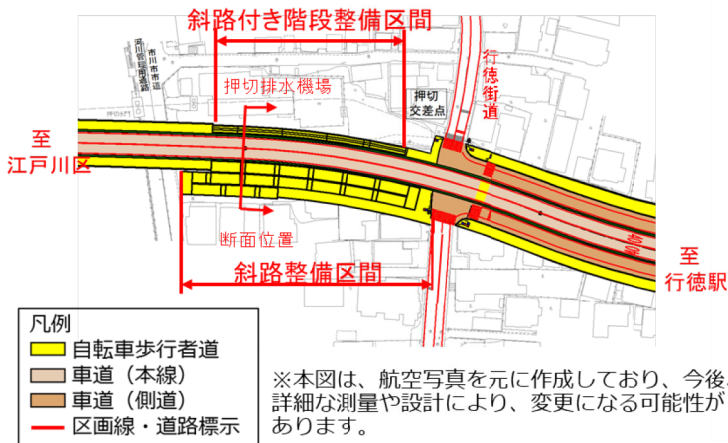
○横断面図



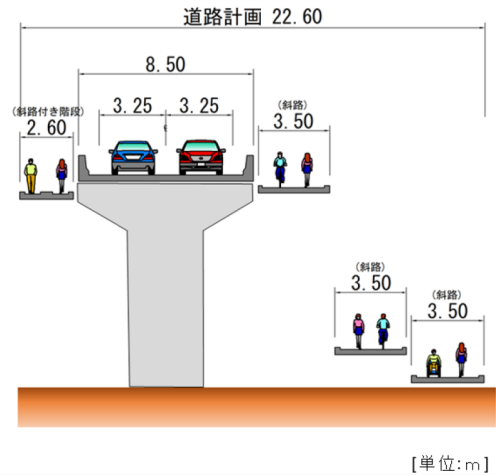
5-2. 計画概要 (スロープ、斜路付き階段)



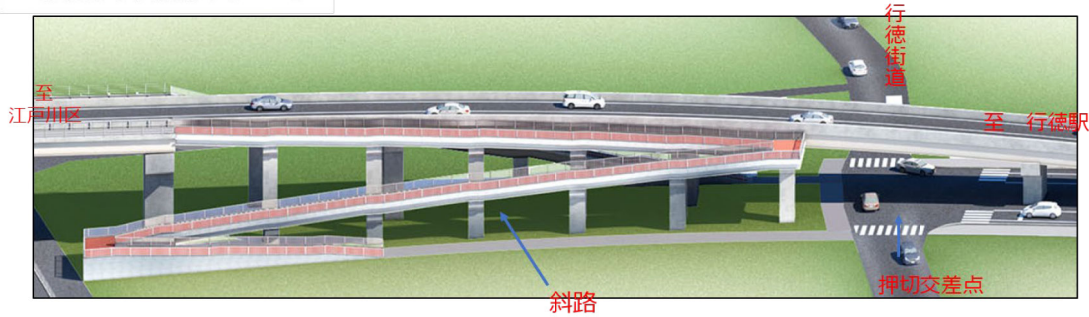
○押切交差点付近 平面図



【イメージ図】



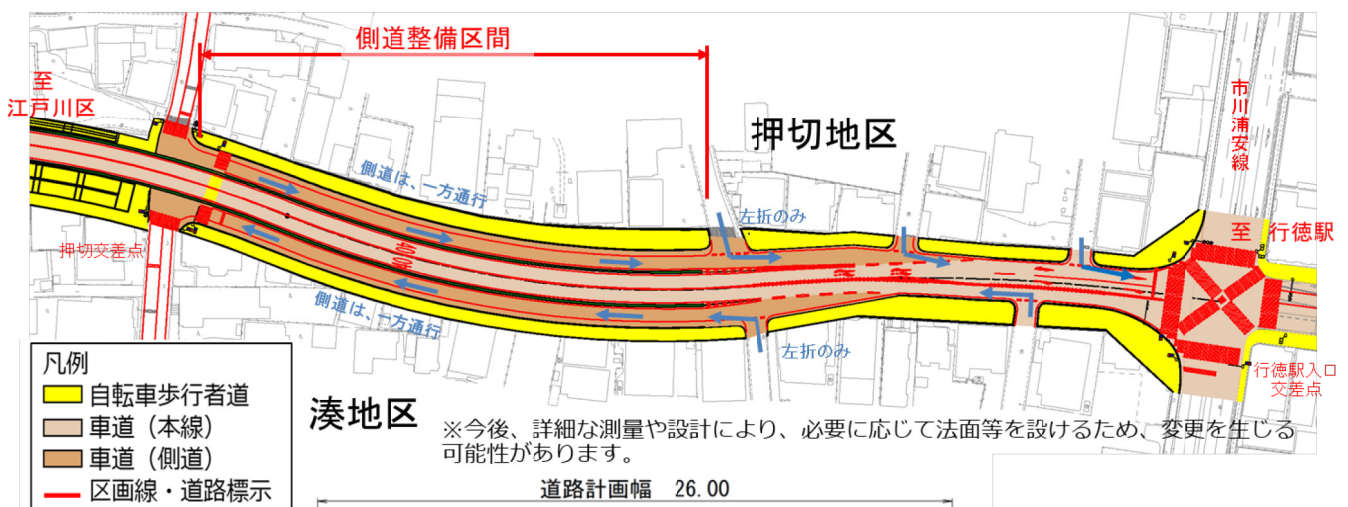
■斜路の完成イメージ



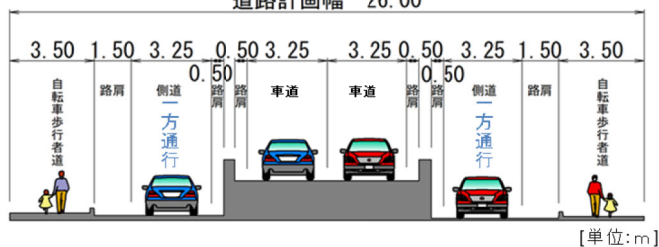
5-3. 計画概要 (利用形態)



・本線および側道と接道する市道の利用形態について



道路計画幅 26.00



5-4. 計画概要 (完成イメージ①)



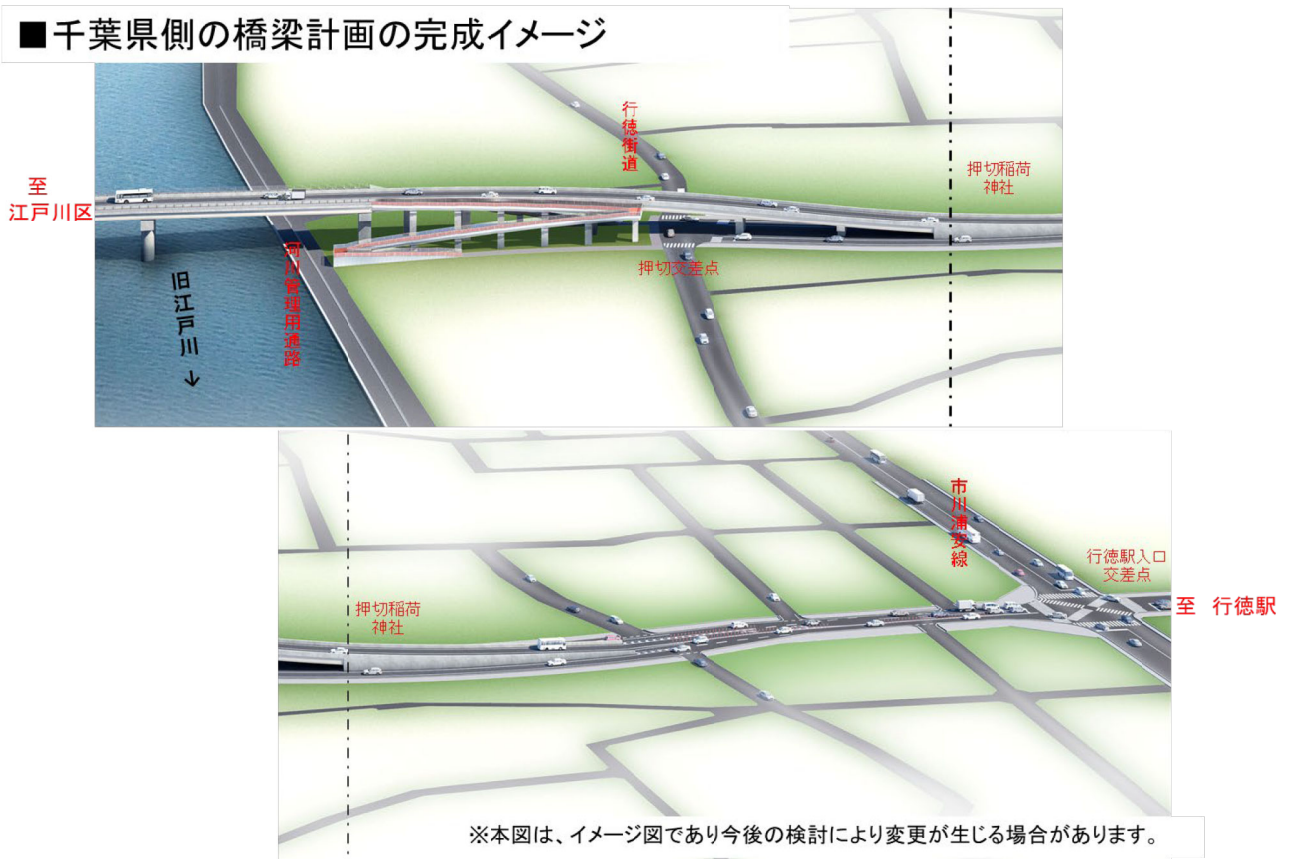
■完成イメージ



5-5. 計画概要 (完成イメージ②)



■千葉県側の橋梁計画の完成イメージ



6-1. 市川都市計画道路に関する公述の要旨と県の考え方①



- ・公聴会 : 令和3年7月31日(土) 14:00~
- ・開催場所: 市川市役所第一庁舎
- ・公述人数: 1人

種別	公述の要旨	県の考え方
都市計画 変更・整備の 必要性につ いて	何故、自粛時のコロナ禍、人口減少の状況の今、整備を行うのか。 この道路は、旧道・バイパスと比較すると、意外と実際の交通量は少ない。	葛南地域における都県境では、限られた橋梁に交通が集中し、交通混雑が発生しているため、新たな橋梁として(仮称)押切橋を整備し、道路ネットワークの強化による交通混雑の緩和、災害発生時の救助・救援活動や緊急物資の輸送に必要となる交通の円滑化、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅ルートの確保など防災面の強化を図ることとしております。
地元住民 への周知 について	ポストに封書投函し、「関係者なので必ず参加ください」との一言の記述も無く説明会に行っていない者もある。何故、全員を集めて説明しなかったのか。	昨年11月及び今年2月の説明会の開催にあたっては、一人でも多くの方々に周知するため、「広報いちかわ」への掲載や関係地区の全戸への案内配付などを行いました。 また、2月に行った都市計画原案の説明会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、対面方式では行わず、市のホームページに音声付きウェブ動画を掲載するとともに、説明会資料を関係地区の全戸へ配布し、計画内容について多くの方々に周知を図りました。
都市計画 道路の 位置・構 造につ いて	計画案は、A案、B案、C案とあったと思いますが、もっと簡素に出来ないのか。	(仮称)押切橋を含む都市計画道路3・4・25号湊海岸線は昭和42年に都市計画決定しており、今回、事業化にあたり、その計画を基本として、沿道からの出入りを確保するため両側に側道を設けることとし都市計画変更を行うものです。

※上記内容については、千葉県都市計画課HPにおいて公表

6-2. 市川都市計画道路に関する公述の要旨と県の考え方②



種別	公述の要旨	県の考え方
補償につ いて	移転にあたっては代替地等自身で探してもらおうとしているが、計画提起後、不安で眠れないと訴えもあり、代替地等、市、県は懇切丁寧に面倒見て、対処していただきたい。 湊側住民は東西線が通る前、道路を作るため、既に土地を供出してきており、またセットバックをしなければならないという納得できない状況だが、賃貸業を営み生計を立てている者もあり、収入補償はできるのか。入居者立退きに関し、弁護士でないと出来ないが、これらの掛かる費用等も含まれるのか。	用地取得を行う範囲や補償金額の算定・補償方法などについては、都市計画の手続きを経て道路事業として事業化した後に、事業者となる県が建物等の調査を行い、県の損失補償基準等に基づき決定されるものです。 地権者等の権利者の方々には事業化後、県から事業や補償の内容等について丁寧に説明させていただきます。
その他	この道路、地域は台風、集中豪雨の際冠水し、特にバイパス交差点は最も低く最近も自動車が何台も動かなくなった。脇道も度々冠水しており自家駐車場利用に支障をきたしている。現在の押切ポンプ場では能力不足ではないか。	押切ポンプ場は、市川市が時間雨量50ミリメートル対応の施設として管理・運用を行っております。 今後、(仮称)押切橋の事業実施にあたっては雨水排水等の現状を踏まえ、市川市と連携して検討してまいります。

なお、道路の都市計画に関する公述以外に、江戸川堤防の老朽化についてのご意見がありました。

※上記内容については、千葉県都市計画課HPにおいて公表

7. 都市計画の案の縦覧結果



- ・縦覧期間 令和3年9月14日(火)
~9月28日(火)
- ・縦覧人数 8人
- ・意見書の提出 2人

8. 今後のスケジュール

